

那覇市動物愛護推進員の公募について

人と動物との調和のとれた共生社会は、市、市民及び飼い主が動物は命あるものであり、その命は尊ぶべきものであることを共に認識した上で、それぞれの責務を果たし、互いに密接に連携を図りながら、衛生的な生活環境が確保されたまちづくりを実践する必要があります。

そこで、本市では、地域の動物愛護及び適正飼養推進のために、積極的・自主的な活動をしていただくボランティアとして、那覇市動物愛護推進員を募集します。

◇募集人数 若干名

◇募集期間 令和7年1月9日（木）から令和7年1月19日（日）まで

◇応募資格 以下の条件を全て満たす方

- (1) 満20歳以上の方（令和7年4月1日現在）
- (2) 市内在住・在勤の方
- (3) 動物の愛護と管理に関する豊かな知識、経験及び熱意を有し、市民に対し適正な飼養に関する助言ができる方
- (4) 動物の愛護に関する資格（愛玩動物飼養管理士）等を取得している方
- (5) 法その他の動物関連法令に反する行為等により、県又は市町村から文書により指導、勧告を受けたことのない方
- (6) 本市の活動に賛同してくれる方

◇任期 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで（2年間）

◇活動内容

- (1) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- (2) 市民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- (3) 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。
- (4) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために市が行う施策に必要な協力をする
- こと。
- (5) 災害時において、市が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力
- をすること。
- (6) 飼い主に対し、その求めに応じて、動物の適正飼養に関する助言をすること。

(7) 飼い主になろうとする者に対し、その求めに応じて、飼養等の目的、環境等に適した動物の選び方に関する必要な助言をすること。

お住まいの地域において積極的・自主的に地域住民へ情報提供をしたり、飼い主からの求めに応じて助言をしたりしていただきます。

○公務員に準ずるような職務資格を有しないので、立入り・監視指導や措置命令などの権限はありません。

○活動を行う上で知り得た情報は第三者に漏らしてはいけません。なお、推進員としての任を解かれた後も同様です。

◇報酬等

活動、会議や研修参加などに対する謝礼や交通費などの支給はありません。

◇応募方法

那覇市のオンラインシステムで応募をお願いします。※郵送では受け付けません。

<https://lgpos.task-asg.net/cu/472018/ea/residents/procedures/apply/f05dcc89-da72-491e-8dd4-7dd4749a5ea8/start>

◇選考

応募いただいた書類を審査し、決定します。

◇結果通知

2月上旬頃に、選考結果を応募いただいた方全員に個別にお知らせします。